

千葉県地域防災計画修正の概要

《修正の背景》

首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模広域災害に備えた防災力の強化を図るほか、災害対策基本法等の改正を踏まえ避難対策や被災者支援対策を見直し、千葉県地域防災計画の修正を行う。

見直しのポイント

1. **大規模広域災害に備えた防災力の強化**を図る。
2. 人命の保護を最優先とした**避難対策の強化**を図る。
3. 避難から生活再建までの**被災者の支援体制の充実**を図る。

〈修正スケジュール〉

平成 26 年 12 月～	市町村意見照会
平成 27 年 2 月	千葉県防災会議幹事会
2 月～	パブリックコメント
3 月	千葉県防災会議・計画修正の決定

※千葉県防災会議

千葉県地域防災計画の作成や防災に関する重要事項を審議するための法令設置審議会。会長は知事。

主 な 修 正 事 項

1 大規模広域災害に備えた防災力の強化

首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模広域災害の発生に備え、

- ・ 新たな地震被害想定調査の実施
 - ・ 県外からの応援を受け入れるための応援受入計画の作成
- など、防災力の一層の強化を図る。

(その他)

- ・ 災害医療本部の設置、災害医療コーディネーターの配置など県災害医療救護体制の整備
- ・ 道路管理者による放置車両の撤去など道路啓開体制の整備
- ・ 消防職・団員及び自主防災組織等の教育訓練の強化（消防学校・防災研修センターの整備）
- ・ 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保と備蓄の促進 など

2 避難対策の強化

近年の集中豪雨による土砂災害などから人命を守るため、

- ・ 避難勧告等発令基準の策定
 - ・ 避難行動要支援者名簿の作成及び関係者への提供
- など、住民が安全に避難できる体制の強化を図る。

(その他)

- ・ 避難勧告等に関する市町村への助言
- ・ 県や市町村が発する避難情報などをテレビやラジオ等の多様なメディアで提供するシステム（Lアラート）の導入
- ・ 洪水、津波など災害の種類ごとに安全が確保される緊急避難場所の指定 など

3 被災者の支援体制の充実

被災者の避難生活をサポートするため、

- ・ 避難所における高齢者や障害者などに配慮した備品の備蓄
 - ・ 被災状況や支援状況を記録した被災者台帳の作成
- など、避難から生活再建に至るまでの被災者への支援体制の充実を図る。

(その他)

- ・ 居住していた市町村を越えて広域的に避難した被災者への福祉サービスの継続、支援情報等の提供
- ・ 災害時外国人サポーターの養成
- ・ ボランティアと行政との連携体制の整備（県、広域、市町村災害ボランティアセンターの連携） など

4 その他

千葉県防災基本条例の基本理念の反映

- ・ 自助・共助の取組を促進し地域防災力の向上を図るため、県民や事業者、自主防災組織の役割を第1編総則に定める。

南海トラフ地震防災対策推進計画の追加

- ・ 南海トラフ地震防災対策特別措置法に基づき地域防災計画に定めるべき事項を、第2編地震・津波編に、「第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画」として定める。